

商工委員会議録第十号

平成八年五月十七日(金曜日)
午前十一時十四分開議

出席委員

委員長 甘利 明君

理事 逢沢 一郎君
理事 塩谷 立君
理事 西川 太一郎君
理事 小林 守君
理事 浦野 休興君
理事 尾身 幸次君
理事 熊代 昭彦君
理事 谷川 和穂君
理事 丹羽 雄哉君
理事 野田 実君
理事 石井 啓一君
理事 小池 百合子君
理事 土田 龍司君
理事 星野 行男君
理事 山名 靖英君
理事 石井 智君
理事 佐藤 泰介君
理事 吉井 英勝君
理事 牧野 聖修君

委員の異動
五月八日
辞任 自見庄三郎君
補欠選任 古賀 正浩君
同日 吉田 治君
補欠選任 東 順治君
同日 東 順治君
補欠選任 吉田 治君

商工委員会調査 石黒 正大君
室長

出席國務大臣 塚原 俊平君
出席府政委員 通商産業大臣官 中川 勝弘君
房長 通商産業大臣官 横川 浩君
房審議官 通商産業省環境 鈴木 孝男君
立地局長 通商産業省基礎 林 康夫君
産業局長

委員外の出席者

第一類第九号 商工委員会議録第十号 平成八年五月十七日

五月十六日
産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律
案内閣提出第一四号(参議院送付)
四月二十五日
著作物の再販制度維持に関する請願(岡崎トミ子君紹介(第二〇六一号))

同(倉田栄喜君紹介(第二〇六二号))
同(工藤堅太郎君紹介(第二二四〇号))
同(佐藤孝行君紹介(第二二二三号))
同(佐藤静雄君紹介(第二二二四号))
同(笹木竜三君紹介(第二二二五号))
同(鈴木宗男君紹介(第二二二六号))
同(高橋辰夫君紹介(第二二二七号))
同(武部勤君紹介(第二二二八号))
同(永井哲男君紹介(第二二二九号))
同(山本拓君紹介(第二二三〇号))
同(渡辺省一君紹介(第二二三一〇号))
だれにでもわかる洗剤・洗淨剤の明快な表示に
関する請願(細川律夫君紹介(第二二六三三号))
インドネシアへの原産輸出に対する貿易保険運
用反対に関する請願(金田誠一君紹介(第二二
一〇二号))
五月十日
著作物の再販制度維持に関する請願(中川昭一

君紹介(第二二四七号))
同(永井哲男君紹介(第二二四八号))
同(鳩山由紀夫君紹介(第二二四九号))
同(佐藤謙一郎君紹介(第二二五〇号))
同(玉沢徳一郎君紹介(第二二五五号))
同(野田毅君紹介(第二二五六号))
同(平泉渉君紹介(第二二九七号))
同(町村信孝君紹介(第二二九八号))
同(辻一彦君紹介(第二三三五号))
同(村井仁君紹介(第二三七六号))
同(金田英行君紹介(第二三七八号))
同(瓦力君紹介(第二三九九号))
同月十七日
インドネシアへの原産輸出に対する貿易保険運
用反対に関する請願(穀田恵二君紹介(第二四
三二二号))
同(寺前巖君紹介(第二四三三三号))
同(東中光雄君紹介(第二四七四号))
同(矢島恒夫君紹介(第二四九二号))
同(岩佐恵美君紹介(第二四九六号))
同(岡崎宏美君紹介(第二四九七号))
同(佐々木陸海君紹介(第二四九八号))
同(不破哲三君紹介(第二五〇九号))
同(藤田スミ君紹介(第二五五〇号))
同(正森成二君紹介(第二五五一号))
同(山原健二郎君紹介(第二五五二二号))
同(吉井英勝君紹介(第二五五三三号))
著作物の再販制度維持に関する請願(逢沢一
郎君紹介(第二四六七号))

同(白川勝彦君紹介(第二四六八号))
同(田澤吉郎君紹介(第二四六九号))
同(田中直紀君紹介(第二四七〇号))
同(高島修君紹介(第二四七一〇号))
同(中尾栄一君紹介(第二四七二二号))
同(村岡兼造君紹介(第二四七三三号))

同(麻生太郎君紹介(第二四八七号))
同(古賀誠君紹介(第二四八八号))
同(佐藤信二君紹介(第二四八九号))
同(保利耕輔君紹介(第二四九〇号))
同(細田博之君紹介(第二四九一〇号))
同(衛藤征士郎君紹介(第二四九三九号))
同(越智通雄君紹介(第二四九四〇号))
同(柿澤弘治君紹介(第二四九四一〇号))
同(中島章夫君紹介(第二四九四二〇号))
同(堀内光雄君紹介(第二四九四三〇号))
同(三塚博君紹介(第二四九四四〇号))
同(柏谷茂君紹介(第二四九四五〇号))
中小業者を守る諸施策の推進に関する請願(古
堅実吉君紹介(第二四九五五号))
フロン等放出禁止法の制定に関する請願(佐藤
謙一郎君紹介(第二四九八二二号))
は本委員会に付託された。

四月二十六日
著作物の再販制度廃止反対に関する陳情書(北
海道函館市東雲町四の一三函館市議会内福島恭
二)(第二四八八号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律
案(内閣提出第一四号)(参議院送付)

○甘利委員長 これより会議を開きます。
参議院送付、内閣提出、産業構造転換円滑化臨
時措置法を廃止する法律案を議題といたします。
これより趣旨の説明を聴取いたします。塚原通商
産業大臣。

産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律案

(本号末尾に掲載)

○塚原国務大臣 産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

産業構造転換円滑化臨時措置法は、昭和六十年九月のブラザ合意以降の国際経済情勢の変化の中で、我が国の産業構造転換の円滑化を図ることを目的として、昭和六十二年三月に、平成八年五月二十九日を期限とする時限法として成立した法律であります。

同法の制定以来、設備過剰の状態にある二十五設備を特定設備に指定し、特定設備をその事業の用に供する特定事業者の行う過剰設備の処理、事業転換、事業提携等を促進するとともに、事業規模の縮小等を迫られている事業所に相当程度依存しているため経済及び雇用の状況が著しく悪化している二百六十六市町村を特定地域として指定し、種々の対策を講じてまいりました。

これらの努力により、過剰設備の処理等については、当初の目的がほぼ達成され、また、特定地域の経済及び雇用の状況についても産業構造転換による影響は緩和されてきており、産業構造転換円滑化臨時措置法の目的はおおむね達成されたといふことができます。

したがって、同法については、規定どおり平成八年五月二十九日をもって廃止することとし、あわせて所要の経過措置を講じ、関係法律の改正を行う産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律案を提案した次第であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○甘利委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○甘利委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。岸田文雄君。

○岸田委員 自由民主党の岸田文雄でございます。ただいま提案理由の御説明をいただきました円滑化法の廃止法案につきまして、質問をさせていただきます。

今御説明がありましたように、当法案、昭和六十二年に制定されましたが、九年度にわたりまして、激動する経済状況に対応するべく産業構造を改革し、それによりまして影響を受けました地域経済に対する措置を講ずるために活用されてきたわけでありました。

そして、この法案を振り返ってみますと、その後の経済環境のさらなる変化、あるいは特定地域に指定されました地域の有効求人倍率等の数字等の成果、あるいは特定設備に指定されました稼働率等の数字等の成果を見ても、またさらには昨今のこの法律の利用状況、こういったところを見るにつけても、この法案が一通りの成果を上げて役割を終えたという御判断のもとに、この法律の当初の期限であります本年五月に一区切りをつけ、廃止されようと思えますこと、このことにつきましては理解するわけであります。

しかし、この法律の精神であります、激動する経済環境に対応するべく産業構造を改革していくこと、またそのことによつて悪影響が地域経済に及ばないように配慮していくということ、こういった精神につきましては、他の法律あるいは他の施策におきまして引き続き継承されていかなければいけないわけでありまして、そのためには、この法律が一区切りをつけるに当たりまして、もう一度この法律のあり方あるいは成果につきまして評価あるいは検証すること、これは決して無意味ではないと思うわけであります。

そして、その評価、検証ということを考えますときに、いろいろ資料をいただきましたが、いろいろな資料は拝見させていただきましたが、評価、検証ということを考えますならば、この法律につきましましてはすべてが万々歳、バラ色の成果であったということとは言えないのではないかな、教訓とす

べき点、反省すべき点、こういったことも多々あったのではないかなという気がしております。

例えば、特定設備に指定されました設備を見ても、セメント等大きな成果を上げた設備もある一方で、まだ依然半分近くしか稼働率が上がっていない設備があつていたり、さらには、もう五〇％を大幅に切るような設備があつていたり、また、そもそもこの法律によりまして処理されました設備能力、これを見た場合に、この法律によりましては、数字の上では処理されました設備能力ゼロ、全く実績なしに終わってしまった設備も幾つかあるわけであります。

さらには、特定地域対策として、産業基金整備基金によりまして第三セクターに対する出資が行われたわけでありまして、この実績を見ましても、十件の実例が挙がっておりますが、内容としては十件の決算状況を見た場合に、内容としては十件のうち九件がテーマパークだったわけでありまして、このテーマパーク、実際、テーマパークのブームに乗りまして、地域経済に對しまして活力、刺激を与えたことは事実かと思うわけでありまして、決算状況を見た場合には、平成六年度までに開業しました八社を見ましたならば、その八社のうち六社までは単年度赤字という結果になっておるわけです。さらには、その八社のうち七社までが累積抱えておるというような結果が出ております。

そういったさまざまな資料をいただいで見るにつけても、この法律が一区切りをつけられ廃止されるに当たりまして、教訓とすべき点、反省すべき点、多々あったのではないかなという気がしております。これを将来につなげる意味からも、こういった反省点、検証すべき点も踏まえて、この法律をどのように評価されておられるのか、通産省の方からお伺いさせていただきますと存じます。

○鈴木(孝)政府委員 円滑化法の評価についてのお尋ねかと思ひます。

て、特定事業者対策と特定地域対策でございます。特定事業者対策につきましては、鉄鋼、繊維、セメントなど二十五の過剰設備を指定してございまして、この特定設備につきまして過剰設備処理、事業転換のために積極的に施策を展開してきたわけでございます。例えばセメントを例に挙げますと、この九年間の間に一千七十万トンの過剰設備を処理いたしました。稼働率も八八％強という形に上昇しておりますので、そういった意味で円滑化法の効果があつたのではないかなと思っております。

ただ、委員御指摘のように、設備処理が行われていない設備があつたのではないかとこの点でございますが、これは私も検証しておりますけれども、一つは、予想外の需要回復により設備処理の必要性が薄れたという事情があるものがございます。また、円滑化法の枠外で設備処理が行われたというようなものもございまして、やや個別の事情があつたのではないかなと思っております。

また、設備稼働率が余り改善していないものも見受けられますけれども、これは、急激な円高の進展等によりまして予想を上回る安価な輸入品の急増といったことによるものではなからうかと思っております。

特定地域対策につきましては、御指摘のように十件、特定出資法人につきまして整備基金から出資しておりますが、既に開業しております八件のうち赤字になつておるものもございまして、これは、まだ特定出資法人につきましては事業の緒についたものが多く、経営の安定を図るためにはもう少しばかり時間が必要ではなからうかなと思っております。ただ、御指摘のようにテーマパークが多いわけでございますけれども、地元への雇用効果あるいは集客効果等一定の成果を上げておるものもあるわけでございます。総じて言えば当該地域の経済の活性化に寄与しているのではなからうかなと思っております。

ほぼ当初の目的を達成したのではないかということから、所要の経過措置を講じまして、五月二十九日の廃止期限を踏まえまして廃止の提案をしたところでございます。

○岸田委員 たいだいまこの円滑化法に対する評価検証というところで御答弁いただいたわけでありますが、そういった評価検証を踏まえまして、日本の経済がさらなる変化を遂げておる現状、パブル崩壊後に日本の経済、産業の高コスト化が指摘され、あるいはグローバル化、ボーダーレス化といった動きの中で、空洞化が叫ばれる中で、日本の産業は引き続き構造改革に努めて、変化する経済環境に対応していかなければいけないわけですね。

そして、地域に対する対策といえども、例えば平成七年九月に通産省が行われたアンケートの資料を手元にいただいておりますが、地域経済に対する実態等のアンケートということで、これは都道府県に対して通産省が行ったということだそうでありまして、このアンケートの結果を見ましても、「特定の地域」というよりは全体的に影響を受けていることから、全県を対象とした施策が必要であるという答えが圧倒的に多かったというような結果や、あるいは「今後必要と考えられている施策」ということでも、ベンチャー支援とか中小企業対策に対する期待が圧倒的に多いというようなことも踏まえて、こういった要望に対応するべく地域経済に対する施策、措置も考えていかなければいけないわけでありまして。

そういったことを踏まえまして、今後の産業構造改革に対する取り組み方、あるいは立地政策といったものについてどのようにお考えになり、どのように取り組んでいこうと考えておられるのか、その辺につきまして伺いできますでしょうか。
○横川政府委員 産業空洞化の懸念の高まりといった我が国経済の現状を考えまして、また、先生ただいま御指摘になられました地域経済の実態に關しますアンケート調査の結果等も踏まえまして、やはり何と申しましてベンチャー企業の振興な

どを通じた新規事業の創出の促進、そしてこれを通じての日本経済のフロンティアの拡大といったことに強い要請があるものと認識いたしておるわけでございます。

このために、これまでも、ベンチャー企業が活動しやすくビジネスチャンスの拡大が図れるようにというところでの環境整備、具体的に申しますと店頭特別市場の開設でございますとかストックオプション制度の導入、さらには研究開発面での産学連携の推進等々、各種の施策を展開いたしてきてたわけでございます。

今後さらにこういった施策、資金面、人材面、技術面等多面的な施策の展開を図っていきまるとともに、ビジネスチャンスの拡大を図る上でも大変重要な意味を持ちます規制緩和などに積極的に取り組んでまいりたい、このように考えております。

○鈴木(孝)政府委員 産業立地政策につきましては、産業立地をめぐって環境が大幅に変化しておりますので、四月から産業構造審議会の中に産業立地部会を開催いたしまして今後の地域産業政策のあり方を御議論いただいておりますが、この部会におきましても、先生御指摘のような地域経済の活性化あるいは地域産業の空洞化の懸念、こういった問題に対応いたしまして、地域のニーズに対応した政策の展開を検討してまいりたいと思っております。

○岸田委員 ありがとうございます。

時間が参りましたので、質問を終わります。

○甘利委員長 続いて、豊田潤多郎君。

○豊田委員 新進党の豊田潤多郎でございます。産業構造転換円滑化臨時措置法、大変長い名前ですので、以下簡単に円滑化法というふうに呼ばせていただきますが、この円滑化法を廃止する法案につきまして、大臣初め事務当局の方々に御質問させていただきますかと思っております。

先ほど岸田委員の方からの質問にもありました、まずこの円滑化法のこれまでの実績といいますが、内容の評価につきまして、より詳しく具体的に

対象となりました業種ごとの、例えば過剰設備の処理状況や稼働率、また特定地域の経済動向や雇用情勢につきましても、具体的な数値でできるだけ詳しく答弁をお願いしたいと思っております。

○鈴木(孝)政府委員 円滑化法につきましては、先ほどもお話ししましたように二本の柱があるわけでございます。

最初の特定事業者対策でございますが、この九年度におきまして、鉄鋼、繊維、セメント、液体酸素等十の業種につきまして、その業種の中で過剰設備のある設備、二十五ございしますが、これを指定しております。

それで、この特定設備につきまして、過剰設備の処理、事業転換のために積極的に円滑化法の施策がこれまで利用されてきておるわけでございますが、設備の処理や事業転換を図るための事業適応計画、これにつきましては四十五件承認をしております。また、共同で行う場合の事業提携計画につきましては九件ということで、合わせまして五十四件の利用がございました。

この結果、稼働率の上昇でございますけれども、先ほど御指摘いたしましたように、セメントの製造設備が一番よい例かと思っておりますが、昭和六十二年に指定されまして平成三年までに、指定当時の処理能力の約九分の一に当たります一千七十万トンの過剰設備を処理いたしまして、稼働率も指定時の六八・七％から平成二年度には八八・一％に上昇しているところでございます。

このように、円滑化法の効果によりまして過剰設備の処理が一段落してきているのではなからうかと考えております。

また、特定地域対策でございますが、特定地域対策につきましては、工場の新増設等への融資あるいは第三セクターに対しまする出資を行いまして経済の活性化事業に対する支援をしておりますが、特定出資法人に対する産業基盤整備からの出資につきましては十件ございします。約十七億円の実績がございします。

また、産業構造調整融資実績ということで、開

銀等からの低利融資につきましては、平成七年度までに特定出資法人事業に關連いたしまして二十七件、約七十八億円、工場等の新増設につきまして八百五十五件、約五千五百億円、合計いたしまして五千二百億円の実績になっております。

また、産業基盤整備基金から利子補給もしておりますが、この実績につきましては、平成七年度までに特定出資法人向けにつきまして一・八億円、工場等の新増設向けにつきまして三十三億円、合計いたしまして三十五億円の実績になっております。

このような施策の効果もございまして、昭和六十一年の工業出荷額の伸び率が、全国ベースではマイナス四・九％であり、特定地域につきましてはマイナス八・九％ということで特定地域が全国平均を下回っていたわけでございますけれども、平成二年には、全国が八・二の増に對しまして特定地域が一〇・八の増、平成五年につきましては、全国ベースでマイナス五・六％に對しまして特定地域ではマイナス五・三％ということで、全国平均に比べまして特定地域も盛り返しをしておるわけでございます。

また、有効求人倍率につきましても、全国平均以上の市町村の数が増えておりまして、そういった意味で、地域間の差はございますけれども他の地域と比較いたしまして、特定地域につきましても円滑化法の施策を活用して、産業構造転換の過程で生じるマイナスの影響を相当程度緩和されたのではなからうかと認識しております。

このようなことから、円滑化法の所期の目的がほぼ達成されたものと私も考えております。

○豊田委員 たいだいま局長の方から詳しく御答弁ございました。

私も手元に資料を取り寄せまして、設備の処理状況と稼働率、局長はセメントを特に顕著な例として取り上げられました、そのほか繊維、鉄鋼、非鉄、いろいろと業種はございしますが、確かにそれなりの効果は上がってきているということは私も評価ができると考えております。

また、特定地域の施策に関しまして三セク対策などの資料、計数をお挙げになりましたが、経済動向の指標としての出荷額、それから労働雇用情勢に関しましての有効求人倍率、このいずれをとりましたも、確かに私も勉強させていただいたその資料のとおり、それなりに全国とこの特定地域の格差というものが相当程度は正されてきているということとは、まさに局長の御答弁のとおりだと考えております。

そこで、お聞きいたします。これは念のためということになります。このような評価があるからこそ廃止をすることになっていくという当然の論理的な帰結かと思われましても、なぜこの法律を廃止されるのか、もう一度局長なり大臣から御答弁いただければと思います。

○鈴木(孝)政府委員 円滑化法につきまして、昭和六十二年に制定して以来九年間で先ほど申しましたような一定の成果を上げておりますので、期限が五月二十九日ということでございますので、この特定事業者対策、特定地域につきましても、この評価をした上で廃止を提案しておるところでございます。

なお、特定出資法人に対します既存の出資あるいは利子補給等の継続のために所要の経過措置は必要かと思っておりますので、その経過措置を加えまして廃止を提案したところでございます。

○豊田委員 円滑化法のこととちよと離れましても、現在、地域の産業の空洞化ということが大変問題になってきているのではないかと考えておりますが、いわゆる地域の産業の空洞化という現象が現状のようになっているのか、できましては具体的な指標や数字、あるいは地域別の状況等を明らかにしていただければと思います。

また、現時点ではそのような顕著な傾向が出ていないかもしれませんが、直近、近々といえますか、あるいは中長期的にかなりの大きな打撃が地域の産業に起こるのではないかとというような予想、見込み等がございましたら、それもあわせてお示しただければと思います。

そして、このような状況につきまして、この現状を通過省としてどのように認識しておられるのか、この点をあわせて伺いたいと思います。

○鈴木(孝)政府委員 最近の我が国経済の状況を見てみますと、最近正傾向にはございますけれども、趨勢的には円高ということ、この円高の傾向に対応いたしまして我が国の高コスト構造というものが顕在化しているのではないかと考えております。一方、長期にわたる消費不況等によりまして国内の需要も低迷しておるわけでございますので、国内の産業にとりましては大きな打撃を与え、これが地域経済の疲弊化にもつながっているのではないかと考えております。

幾つかの数字を見てみたいと思っておりますが、平成六年度の製造業の海外投資、これは前年度と比較いたしまして二四％という大幅な伸びを見せております。また、平成七年度の製造業の海外生産比率は一〇％に上るのではないかと予測をしております。このような傾向が引き続き続くのではないかと。

また、個別製品ごとに見ますと、カラーテレビやテープレコーダーなどは、海外生産比率は七割を超える状況になっているわけでございます。

また、海外事業活動の国内生産、雇用への影響を見てみた場合に、従来ですとプラス効果が大きかったわけですが、これが、マイナス効果と比較いたしますとむしろマイナスの効果の方が大きくなるといふことになろうかと思っております。九五年度には、海外事業活動が雇用に与える影響といたしましてマイナス十一万人という形で、初めてマイナスに転化する見込みになると予測しております。

また、平成六年度の工業統計速報ベースで見ますと、製造業の事業者数あるいは従業者数が、前年に比べて全国平均でそれぞれ六・五％あるいは三・六％の減少になっておりまして、また、地域別に見ましても全都道府県においてマイナスという形になっております。

工場立地件数で見ますと、平成元年、これはピークの年でございましたけれども、四千百件を超えていたわけでございますが、平成元年以降六年連続で減少しておりますが、昨年平成七年には千三百件強と、これはオイルショックのときが工場立地件数が一番低かったわけですが、それに近い数字になっているということでございます。

また、企業の活力を見る一つの指標といたしまして開業率があらうかと思っておりますが、米国の一九九二年の開業率が一三％というのに対しまして、我が国の開業率は平成三年から六年の年平均ですと約四・六％でございます。これも各地域別に見ますと、大都市圏の開業率が四・七％であるのに対しまして地方圏におきましては四・四％と低くなっておりますので、地方圏におきましては海外展開した産業にかわるべき新規成長分野の立ちおくれというものが、大都市圏も含めて米國と比較しますと低いわけでございますけれども、そういった地域的な展開もあらうかなと思っております。

以上のような数値を見た場合に、私どもは、これから地域産業の空洞化といったことが一つの懸念材料としてあるのではないかと認識をしております。

○豊田委員 確かに、今局長が答えになられた計数をとって見ましても、また恐らく今後の国内の経済情勢等、そして海外との経済情勢等を比較しますと、この空洞化という問題はかなりこれから長期的に、かつかなり深刻な規模で起こっていくのではないかとというふうに予想されるわけですね。

そこでお伺いいたしますけれども、その地域産業の空洞化の現状に対して当局としてはどのような対策をとっておられるのか、またどのような対策をとらなされておられるのか。今後の問題につきましましてはまた後ほどとちよと私御質問をいたしますので、とりあえずこの空洞化の現状に対してどのような対応をなさっておられるのか、これを政策、施策の面からお答え願いたいと思っております。

す。

○鈴木(孝)政府委員 通産省といたしましては、近年の内外の多様かつ構造的な経済環境の変化に対応いたしまして、事業者による新規事業の創出、新分野進出というものを促進するということが極めて大事になっているのではないかと考えております。このため、新規事業法、事業革新法に基づく支援措置、あるいは特定中小企業集積活性化法、中小企業創造法、中小企業新分野進出法など中小企業関係の一連の支援措置といったような形であらゆる政策を使いまして、地域の事業者の活性化といったところにもこれらの政策を活用しようとして私も努めておるところでございます。

また、地域政策という立場から見ましても、今年度から特定産業集積活性化融資制度というものの創設を今考えておりますし、研究開発、高度情報技術、人材育成等の基盤となります新しい産業インフラの整備を図るスーパーテクノゾーン構想を昨年から進めておりますが、これを本年度におきましても拡充をする。あるいは、建設省と連携いたしまして、施策の重点投入を図る二十一世紀活力圏創造事業といったものを今年度から始めておりますが、こういう地域関連施策の充実といった施策も十分活用いたしまして、国際的にも魅力のある事業活動環境を実現する。そういったことが地域産業の高度化、活性化に寄与するのではないかとということ、地域経済の活性化のための施策の展開というのに努めているところでございます。

○豊田委員 そこで、ちよと大臣にお尋ねをさせていただきます。このように思っておりますが、地域の産業の活性化が求められておりますときに、先ほど円滑化法の評価をなさいましたが、この円滑化法は地域活性化事業に対する支援をその目的の一つとしている法律であります。その地域活性化事業に対する支援を目的の一つとしている円滑化法に対しまして、先ほど局長が答弁されましたような評価を行い、その法律を廃止するということは、

地域の産業の活性化を推進するという点から見て問題がないかという質問でございます。

恐らく答弁は、確かに円滑化法はその対象地域が、設備能力が過剰状態にある特定事業者への依存度の高い特定地域、持って回った言い方になりますが、要するにそういう特定事業者への依存度の高い特定地域ということで、実際には対象となりましてのが五十一地域二百六十六町村というところでございますが、そのような地域に限定されている上に、先ほど御答弁ありましたように、これらの地域の経済動向について、あるいは雇用情勢について他の地域に比べては格差が解消されてきているということでございますから、この円滑化法を仮に廃止したとしても地域の産業の活性化にさほど影響はない、また特定事業者を対象としているこの法律の趣旨は一応目的を達成したのだから、新たに別のいろいろな施策で地域の活性化を図っておられるという御答弁になろうかと、答弁を先取りして恐縮でございますが、

ただ、私としては、地域の活性化を図るためには、ありとあらゆる手段なり政策を用いるということも大切ではないかと思ひまして、その辺につきましても大臣の御所見を賜りたいということに御質問をさせていただきます。

○塚原国務大臣 用意していた答弁をそのままおっしゃっていただきましたが、繰り返すことになりましたが、円滑化法は法の目的をほぼ達成いたしております。今後は、内外の多様かつ構造的な経済環境の変化の中で、事業者の対策につきましても事業革新法、新規事業法等、あるいは地域の対策につきましても特定産業集積活性化融資の創設等によりこれらに対応していききたい。さらに、現在産業構造審議会産業立地部会において、国際的にも魅力ある事業活動環境の実現を図るために、新たな政策展開の方向性を検討していただいておりますところでございます。

現状といたしましては、私は、きょう大島委員もおられますけれども、日立市でございまして、今回の小選挙区で激突するわけでございますけれども、

も、果たしてこの空洞化に対してどちらがどれくらいの政策を出せるかというのが一つの当落の大きな分かれ目になるくらい深刻な状況であるという認識を持っております。

今後とも、事務当局とも綿密な打ち合わせをした上で、先生から国会答弁のような総花的な形ではないかという御指摘だと思ひますので、しっかりと、現実には立脚した施策を講じてまいりたいというふうに考えております。

○豊田委員 大変大臣から丁寧な御答弁をいただいております。恐縮しております。通産事務当局あるいは大臣、皆様方が一生懸命、経済の活性化またいろいろな政策をバランスのとれた形で遂行されているということにつきましては、私も大変評価しているところでございます。

今回のこの法律も、私自身は当然しかるべき措置を残した上で基本的には廃止すべきものと考えておりますけれども、同時に、非常に経済が今までのようなテンポで揺れ動いていく、あるいは将来国際化に向けてそのビジョンをどう描いて対応していくのか、大変難しい問題でありますけれども、これらのことにはタイムリーに対応していくということが大切ではないか。かねがねいろいろな質問のときに、私はそのようなことを通産御当局に申し上げております。当然のことですけれども、不要な法律は仮に十年の時限立法であつても五年や三年で見直すべきものは見直すべきでありましようし、十年の時限立法であつても二十年、三十年続けていかなければならないものは、当然その中身を変え、修正した上で続けていかなければならないものと考えております。

いろいろな御施策をバランスのとれた形で、大変効率的な形で政策を運営していくということは大変難しい、かつ大切なことだと思ひますが、大臣初め通産当局におかれましては、不断のたゆまざる見直しを行っていただきまして、適時適切な効果ある政策を打ち出していきたいと思います。そのためには我々、立法機関の一員といたしましても、当然のことながら是非々々、あるいは立法措置で

必要なものはどんどん御協力していきたいと考えておりますので、大臣以下御当局の一層の御奮闘を期待しているところでございます。

そこで、円滑化法の問題につきましてはこれとちよつと離れまして、先ほど鈴木局長の方から若干お答えになっておられましたので、スーパードクターの話がちょつと出ました。そのスーパードクターゾーンを含めまして、これからの、将来に向けての問題ということになりますが、地域の活性化という観点から、今後の産業立地政策、これをどのように進めていかれるのか、もう少し具体的に、また詳しく御説明をいただければと、よろしくお願いいたします。

○鈴木(孝)政府委員 産業立地政策は、その時々々の経済情勢、経済環境に合わせて重点が変わってきているのではなからうかと思つております。四十年代につきましましては、過密、公害問題といったことが非常に大きな問題だったわけでございますので、通産省といたしましては、工業再配置政策という形で大都市圏から地方に工場を移転、分散するといったことが大きな政策の重点だったと思つております。その後、昭和五十年代、知識集約化ということが重要になってまいりました。ハイテクを中心にして、かつ都市集積とリンクした形で立地政策を行うということで、テクノポリス政策あるいはその後の頭脳立地集積政策などを展開してきたわけでございます。

そういうこれまでの産業立地政策を踏まえながら、昨今の産業立地をめぐる環境は大幅に変化をしております。一つは円高、あるいはアジアの経済の急速な発展ということで、グローバル化、企業の活動がボーダーレス化している、いわば大競争時代という形を迎えているのではなからうかと思つております。そういう中で、片や我が国経済は成熟化という形で高齢化、少子化という状況もあるわけでございます。そういう中で、先ほどお話をしておりますように、工場の立地件数もピーク時から相当程度減少しておりますし、今後、新規立地というよりは、既存の地域に定着い

たしました企業をどのような形で活性化するかといったようなところも大きな重点になるのではなからうかと思つております。

そういう意味で、国際的な地域間競争という面を踏まえながら、企業が最適立地活動をグローバルな形で行う、そういう産業立地をめぐる環境に対応した形での立地政策が必要なのではなからうかと私も認識しております。そういう意味で、産業立地をめぐる環境変化に対応しながら、地域産業政策をどう展開するのかということから、先ほど申しましたように、四月から産業立地部会におきまして検討を開始してところでございます。

そういう意味で、これまでの地域政策というものをレビューしながら新しい環境に対応するということが必要だろうと私も認識しております。この動きは、先ほどスーパードクターゾーンというのを今創設して拡充しているとお話ししましたけれども、このスーパードクターゾーン構想も新しい産業の発展基盤といたしまして、人材育成、情報化あるいは研究開発、こういった基盤を、地域におきまして広域的な連携を図りながら進めようという形で展開してきたわけでございますが、この政策だけで十分なのかどうか、これから我が国全体が経済構造改革を進める中で、地域の経済構造というものをあわせて改革する場合に、地域の持つイノベーションの能力をどうやって高めるのかといったことも重要になってまいるかと思つております。

そういう意味で、私もここ数年進めてきております政策のねらいというものを、さらに現在の環境変化に適應するようにまとめていく、そういうことで産業立地をめぐる環境変化、これまでの施策、最近とりました施策の展開、そういったことを総合的にやっていくことが、新しい産業立地政策、私どもは地域産業政策という形にならうかと思つておりますが、そういう政策展開が重要ではなからうかと思つております。四月からの産業立地部会で議論をしております

けれども、いろいろな議論が出ておりますが、私も、この産業立地部会の議論を深めることによりまして、地域経済の活性化、地域の空洞化の懸念を払拭するような、そういった新しい政策の展開というものを検討してまいりたいと思っております。

○豊田委員 少し具体的にになりますけれども、このスーパーテクノゾーンについて若干敷衍させていただきます。

私も実は通産予算を担当していたこともございますけれども、通産省の方々は大変ネーミングがお上手でございまして、時期を得て、テクノポリスでございましていろいろなネーミングをなさる。地域フロンティアというようなものもかつてあったと思います。

そのネーミングのことはさておいてしまして、スーパーテクノゾーンというのは何かすく未来に向けて明るい希望が持てそうなネーミングであろうかと思っておりますが、実際にこれは漢字でいいますと、創造的経済発展基盤地域といふかなり難しい名前になってしまっています。それをスーパーテクノゾーンと通称なり略称でおっしゃっていると思っておりますけれども、このスーパーテクノゾーンにつきましては、平成八年度予算案においてかなりそのスーパーテクノゾーンの形成、推進に關し所要の施策の充実を進めておられるところだと伺っております。

少し具体的にありますが、スーパーテクノゾーンというものにつきまして、今どういう地域で、どういう形で、どのようなことが進行しているのか、少し御説明をいただければということで、よろしくお願いいたします。

○鈴木(孝)政府委員 スーパーテクノゾーンは平成七年度に創設した制度でございまして、広域的な観点から研究開発、人材育成、高度情報化施設を地方自治体が整備する場合に、それを支援するという制度でございまして、

そのためには、各地域におきまして、その個性と

開あるいはこれからの発展に結びつけるかという計画をつくっていただくわけでございまして、平成七年度におきまして、七地域既に計画がございまして、北海道から九州までそれぞれのブロックに大体一カ所ぐらいの形で今展開しておりますけれども、このスーパーテクノゾーンの指定によりまして、その中核になる施設、それは地域によりましてそれぞれ研究あるいは人材、情報といふ重点がございまして、その地域の特性を踏まえた計画といふものをつくっていただく。それとできるだけ国と地域との対話という形で、双方向の手法で行うということも一つのねらいかと思っております。

そのような形で整備計画ができたものを順次指定しながら、現在私どもとしては七カ所でございまして、今年度中にまた一カ所ぐらい近く指定されるのではなからうかと思っておりますが、これからのイノベーションを高めるような、そういう施設を中核にした、地域の主体性を持った形でこの計画というふうに私どもは位置づけております。

○豊田委員 その中身のもう少し具体的な御説明はございせんか。地域七カ所というのは結構でございまして、具体的にどのようなことをそこでやっているかということにつきまして、ちょっと補足していただければ、具体例で結構です。例えばあるゾーンではこういうことをやっているという

○鈴木(孝)政府委員 それぞれの地域の特性がございまして、幾つか事例を挙げさせていただきますけれども、信越地域のスーパーテクノゾーンでは、レーザーの応用技術を中心にした研究施設を整備する、それを新潟県、長野県にまたがる地域におきまして共同利用するという計画でございまして、また、中国、四国地方につきましては、瀬戸大橋もできましたこともありまして、高温高圧の流体技術を中心にした研究施設を中核施設にいたしまして、一つの広域連携が進ん

でおります。また、広島と愛媛県の間でも、新しい素材技術を中核にした研究プロジェクトを中心にしたスーパーテクノゾーン構想が制定されております。

そういった意味で、それぞれの地域の特性を踏まえながら、研究施設あるいはそれと関連します情報関連施設、さらには人材育成という形で、それぞれの県を超えました広域的な連携を図りながら技術開発を進める、こういう計画になっております。

○豊田委員 地域の産業の活性化ということでスーパーテクノゾーン、私は、ネーミングももちろんですが、中身もそれなりによくやっておられるのではないかと評価しておりますけれども、このような、スーパーテクノゾーンのような産業立地政策を初めていたしまして、先ほど御答弁でいろいろおっしゃっておられました地域の活性化のための施策、この施策をぜひともより強力に、効果的に今後とも進めていっていただきたいと思

新規事業法、事業革新法あるいは中小企業関連施策等に基づく支援措置などといういろいろな似たような施策がたくさん出てきて、私もどれがどうというのをなかなかはっきりつかみにくいのでありますけれども、いろいろな多角的な面からこのような施策をとっておられるということは私は評価できるものと考えております。平成八年度予算の一つの目玉にもなっていると思

ぜひスーパーテクノゾーンにつきましてもより積極的な、効率的にお進めいただきまして、その他の施策と相まって地域の産業の活性化がより進んでいきますことを期待している次第であります。

時間もと五分ほどになりましたので、最後に大臣に、基本的なことになりますがお考え、所見をお尋ねしたいと思

地域ということにこだわらず大臣にお尋ねしたいことは、いろいろな方がいろいろなところでお尋ねになっておられ、いろいろなところで大臣がお答えになっておられますから、恐らく抽象的なお答えになるのかもしれないけれども、今、私は、やはり国内の産業の空洞化ということ、これは深刻に受けとめていく必要がある。先ほども申し上げましたように、これは非常に長期的かつ深刻な問題であると考えております。そのため、その対策としては、逆に我が国が魅力のある経済活動の拠点になる、そのような努力なり対応をしていかなければならないということになるわけでありまして、その基本は何といつても、極めて抽象的ではありますが、経済の構造改革を進めるしかない、このように考えております。

非常に抽象的な質問になって恐縮でございまして、この経済構造の改革を強力に進めていくということにつきましての大臣のお考えと、そして、今後通産行政としてどのように取り組んでいかれるか、その姿勢をお伺いいたしまして、質問を終わりたいと思

○塚原国務大臣 先生の御経験も踏まえた上での我が省に対しまして正しい御理解と御支援を今日までいただいております。また、国会質問等を通じて非常に重要な点につきまして、ある程度御支援も踏まえた上での御激励も含めて本日事務局にもいただまして、本当にありがとうございます。

通産省がよく使う言葉ですが、企業が国を選ぶ時代になったということで、我が国は高コスト構造の顕在化等で非常に魅力を失っているということとは事実だと思います。先生のお話もございましたように、今こそ経済構造改革をしなければいけないわけですが、やはり経済構造改革は、これもいつもまた同じことを言うといつてしまわれますが、三本柱で、高コスト構造を是正するということ、それから新規事業分野の基盤整備をする、研究開発の基盤整備をするということが重要なのだと思

この認識については私は決して聞

違っているとも思いませんし、それにつきまして
はそれなりの御評価がいただけるし、御意見を
もとにするところが多いと思うのですが、この内容
を具体的にどうするかというのがやはりポイント
だと思います。

今日まで国会の御指導等もいただきながら法律
の整備等も行ってきたわけですが、今後ともより
しっかり施策を講ずることによりまして、活力
のある経済社会を構築してまいりたいというふう
に考えております。

○豊田委員 一応時間になりましたので、質問を
終えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○甘利委員長 続いて、吉井英勝君。

○吉井委員 八七年の国会審議に照らして、この
産転法、九年の実績を評価して、そして問題を浮
き彫りにして今後の立法政策に生かしていく、こ
のことが今大事な問題の一つだと私は思います。
それで、八七年の議論を少し振り返ってみます
と、設備処理中心のスクラップ優先でビルド案が
極めて少ない。これは今与党になっていらいっ
しやる方からの指摘でありましたが、それに
対して当時の杉山産業政策局長は、どの程度の雇
用機会を新しく提供できるかは確固たることは言
えない、事業者自身の計画の中でつなぎとめるこ
と、自治体の地域振興計画を応援したいという答
弁でありました。

大体この答弁どおりやってきていますか。簡単
で結構ですから、一言伺いたいと思います。

○鈴木(孝)政府委員 円滑化法を制定いたしまし
たときの考え方として、市場メカニズム
のもとで産業構造の転換の円滑化を図るとい
う形で、そのために特定事業者対策と特定地域対策と
いう二つの柱で本法を制定したわけですが、先
ほどの法律の成果及び評価につきましては、先
ほどの御議論で私どもが答弁させていただいた
ような形でございますので、私どもとしては円滑
化法の当初の目的をおおむね達成したものと考
えております。

○吉井委員 それで、現実はどうであつたかとい
うことを、私はちょっと鉄鋼の方で、高炉大手五
社の実績を見てみたいと思うのです。

計画どおり設備処理は行われました。それは国
の支援も受けたわけですが、今新鋭の高炉などで
粗鋼生産の方は八〇年代に年間約一億トン、それ
が九四年、五年の実績で見ても大体一億トンで維
持されております。ところが、当時不況、赤字のか
け声のもとで八七年にこの法律がつくられたわけ
でありましたが、八六年度の経常利益五百五十五億
円の赤字が、八六年三月末の十八万九千九百八十
七人から九一年三月末十六万四千五百五十四人へ
と二万五千人の人減らしが行われた中で、この法
律がつくられた年には早速黒字に転換をして、そ
して、経常利益は九〇年度には四千二百十九億円
と、巨大利益に変わっております。

バブル崩壊、循環型金融不況、さらには円高不
況の重なった九三年、四年の経常赤字が二年続き
ましたが、その後、円高不況対策ということをも
とで、また人減らしが進められました。九二年三
月末の十六万四千六百四十七人から九六年三月末
の十三万九千五百一十一人と、大体二万五千五百人
の人減らしが行われたわけでありました。この結果、
高炉大手五社の経常利益というのは、九五年度、
つまりことし三月の決算見込みの数字になります
が、千六百五十億円へと大きな黒字、急激な回復
を見ました。

高炉大手五社にとつては、産転法というのは、
不況を理由にして、国の支援で設備の処理と人減
らしを行っていく非常に有力な手段になったこと
は明らかです。しかし、労働者の方は、これは直接
の本雇いの人たちですね、十年間で五万人減らさ
れたわけですが、新しい雇用と地域振興の方は八
七年の答弁どおりにはなっていないというのが実
態ではありませんか。

○林(憲)政府委員 お答え申し上げます。

鉄鋼の生産能力、八六年に九千六百万トンまで
生産量が落ち込んだわけですが、その当時、厳し
い国際競争の中でできるだけ競争力を回

復すること、それが鉄鋼業の維持発展を図る絶対
の条件であるという認識のもとにリストラを続け
てきたわけですが、その際、事業適応計画
に基づき設備の休廃止が御指摘のとおり中心に
なつたわけですが、雇用の問題につきま
しては、できる限り自然退職とその相当部分を充
てるとともに、出向あるいは新規部門への配置転
換で対応することによりまして、可能な限り従業
員への影響を小さくするよう努めたこと認識して
おります。

競争力は、現在、東南アジアの台頭に伴いまし
て、例えば、一九九八年には浦項製鉄所が新日鉄
の生産能力を抜くのではないかとというような計画
を発表しておりますし、引き続き、競争力強化は
思っております。

○吉井委員 それで、杉山産業政策局長の立法時
の答弁、改めて見てみますと、雇用に対する配慮
ができていくかどうか判断していく、そうでな
い場合には、むしろ設備処理を含む計画を自己
を承認しないと答弁しているわけです。現実には全
く違うものになっておりました。私は、この点で
は責任を厳しく問うておきたいと思つた。

新日鉄では、八六年三月から九六年三月にかけ
ての十年間に、六万三千八百人から三万九千三百
人へと二万四千五百人の人減らしが行われまし
た。大体これ、下請などを合わせると五万人を
超えるものになるわけですが、その結果、消費
買力が落ち込んで、北九州市の八幡の町を見れば
すぐわかりますが、かつての繁華街が火の消えた
ような状況になっている。

それからなお、この設備廃棄した跡地に、先ほ
どのテーマパークの話でありましたスペーススワ
ールドをつくつたわけですが、その雇用者というの
は三百十人ですね。二万四千五百人が人減らしに
なつて、スペースワールドでわずかに雇用者は三
百人、これが実態です。これに関連する進入道
路等の公共事業に地元市の負担は急増をしたわけ
ですが、人の入っている施設を見ますと、ジェッ

トコースターなどが中心です。本当の地域振興と
はほど遠いというのが実態と言わざるを得ないの
ではありませんか。

○鈴木(孝)政府委員 円滑化法におきましては、
十二条におきまして、雇用の安定を図るとい
うことも規定がございまして、また、二十五条にお
きまして、労働大臣と主務大臣が連携をとりまして
雇用の安定を図ると。そういった観点から、労働
省におきまして、この円滑化法とともに各種の
助成措置がとられております。そういった意味で、
私どもは、労働省の政策と相まちましてこの円滑
化法の目的というものを達成してまいりましたも
ろでございます。

また、今、北九州の事例でございしますが、
私どもは、この円滑化法の中でも特定地域対策と
いたしまして、特定地域に、例の工場の新増設に
対する融資、あるいは第三セクターの出資により
まして地域の活性化を図るといふ支援をしてきた
わけですが、スペースワールドにつきま
しても、委員御指摘のように確かに常勤の雇用は
三百名強でございしますが、そのほかに準社
員あるいはアルバイト、テナント社員等を含めま
すと千五百名を超えるような雇用もございま
す。また、そのスペースワールドにおきま
す意味での波及効果があつたと思つた。そういった
意味で、北九州市のいろいろな助成措置とも相ま
ちまして、この円滑化法によりまして地域活性化
は相当程度実を上げたものではなかつたかと思つて
おります。

○吉井委員 二万四千五百人の人が減つて、アル
バイトなどを含めて千数百人ほどであるというお話
ですが、実態を大きく離れているということをも
ま指摘しておきたい。

それで、実は私、新日鉄八幡で働いている皆さ
んとこの間も懇談したわけですが、百五十人在籍
の職場で五十人体制、つまり三分の一削減に進ん
でいつている。広い職場を一人で受け持つて、食
事時間も十分とれないという事態。そういった中で、

健康管理を要するとされている人が三分の一、在籍死亡も急増しているという、もつと時間があればいろいろ紹介して聞いてもらいたいところですが、そういう実情というものが訴えられました。

そこで、これは大臣に伺っておきたいのですが、企業栄えて民減ぶということでは、私は、これは国としてはおかしい話だと思ふのです。やはり国民あつての国ですから、大企業は利潤、企業が利潤を求めることが悪いと言っているんじゃないです。そういう議論をしているわけじゃない。せんが、大企業の利潤追求を支援する政策から、やはり大企業に社会的責任を果たさせて、雇用も地域経済も守っていくという、そういう産業政策への転換。今の時代、私はやはりそれが求められているというふうに思ふわけです。大臣は労働大臣を務められた方でありすが、その点についての、そのことが必要じゃないかと私は思ふのですが、大臣の見解を伺つて、大体時間が参つたようですから、終わりにしたいと思います。

○塚原国務大臣 所信に対する質疑のときにも、宮地先生との御議論の中でちょっとお話をさせていただいた気がするのですが、今回、景気回復をしている中で、雇用と中小企業がどうしてもよくない。従来は、景気回復するときには雇用がよくなり、中小企業がよくなるのですが、それがよくない。これは大変心配する材料であります。もしかしたら、不安の一つとしては、雇用が回復しないまま景気が回復してしまうのではないかと、そういう部分がございます。そうすると、それが今先生のおっしゃったようなことにつながっていくというようにも言えるのかもしれない。ただ、私どもは、やはりこの雇用と中小企業が正規な回復軌道に乗って初めて景気回復したというふうに認識するというところで、そのための精いっぱい努力をいたしております。

それから、スペースワールドにつきましては、今、雇用面では非常に人数が少ないというお話がございましたが、関連も挙げた上での御説明が今ございました。私も邪魔させていたいただきました。

が、地域活性化の上では大変に役に立った施設であるというふうに、拝見をして感じました。

○吉井委員 時間が参りましたので、終わります。

○甘利委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○甘利委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

参議院送付、内閣提出、産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○甘利委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○甘利委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのとおり決しました。

(報告書は附録に掲載)

○甘利委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十九分散会

産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律案

産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律案

産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第二十四号)は、廃止する。

附則
(施行期日)

第一条 この法律は、平成八年五月二十九日から施行する。

(産業基盤整備基金の業務に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に廃止前の産業構造転換円滑化臨時措置法(以下「旧法」という。)第十六条第三号の利子補給金が支給されている貸付けに關し行ふ利子補給金の支給に係る産業基盤整備基金(以下「基金」という。)の業務については、同条の規定は、この法律の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧法第十六条の規定により基金の業務が行われる場合には、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号。以下この項及び次項において「特定施設整備法」という。)第四十一条第一項中「日本開発銀行その他の金融機関」とあるのは「日本開発銀行その他の金融機関(産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第二十四号。以下「なお効力を有する旧構造転換法」という。)第十六条第三号に掲げる業務にあつては、同号の規定により大蔵大臣及び通商産業大臣が指定する機関であつて金融機関以外のものを含む。次項において同じ。）」と、同条第三項中「金融機関」とあるのは「金融機関(なお効力を有する旧構造転換法第十六条第三号の規定により大蔵大臣及び通商産業大臣が指定する機関であつて金融機関以外のものを含む。）」と、特定施設整備法第六十三条第三号中「第四十条第一項」とあるのは「第四十条第一項及びなお効力を有する旧構造転換法第十六条」とし、附則第五条の規定による改正後の特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号。次条において「改正後の新規事業法」という。)第六条の五第一項中「第六条第三号及び第四号に掲げる業務」とあるのは「第六条第三号及び第四号に掲げる業務並びに産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第二十四号)第十六条第三号に掲げる業務」とする。

3 大蔵大臣及び通商産業大臣は、特定施設整備法第四十二条第一項又は第四十四条の認可をしようとするときは、第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧法第十六条第三号に掲げる業務に係る事項に關し、關係行政機関の長に協議しなければならない。

第三条 この法律の施行の際旧法第十八条第一項に規定する特別勘定(以下この条において「旧特別勘定」という。)に所屬する権利義務は、改正後の新規事業法第六條の三第一項に規定する特別勘定(以下この条において「新特別勘定」という。)に帰屬するものとする。

2 前項の規定により旧特別勘定に所屬する権利義務が新特別勘定に帰屬したときは、この法律の施行前に旧法第十七條の規定及び旧法附則第九條第六項の規定により政府が基金に出資した額に相當する金額は、この法律の施行に際し改正後の新規事業法第六條の二の規定により政府から基金に出資されたものとする。

3 第一項の規定により旧特別勘定に所屬する権利義務が新特別勘定に帰屬したときは、この法律の施行の際旧法第十九條第一項の産業構造転換円滑化出資資金に充てられている金額は、改正後の新規事業法第六條の四第一項の特定新規事業実施円滑化出資資金に充てられたものとする。

4 この法律の施行の際旧法第二十条第一項の産業構造転換円滑化推進資金に充てられている金額は、改正後の新規事業法第六條の五第一項の特定新規事業実施円滑化推進資金に充てられたものとする。

(罰則に關する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(特定新規事業実施円滑化臨時措置法の一部改正)

第五条 特定新規事業実施円滑化臨時措置法の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の四条を加える。

(政府の出資)

第六条の二 政府は、基金が前条第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるためその資本金を増加するときは、予算の範囲内において、基金に出資することができる。

(特別勘定)

第六条の三 基金は、第六条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「特別勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

2 基金は、特別勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、特定施設整備法第四十七条第一項の規定にかかわらず、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。

3 基金は、特別勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

4 基金は、第二項に規定する残余の額から同項の規定により積立金として整理した額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

5 前項の規定による納付金に關し、納付の手続その他必要な事項は、政令で定める。

(特定新規事業実施円滑化出資資金)

第六条の四 基金は、第六条第二号に掲げる業務に關して、特定新規事業実施円滑化出資

金を設け、第六条の二の規定により政府が出資した額に相当する金額をもってこれに充てなければならない。

2 特定新規事業実施円滑化出資資金は、特別勘定における毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益の額(基金が前条第四項の規定による納付金を納付した場合にあつては、当該納付金の額を当該利益の額から控除した額)又は損失の額により増加し又は減少するものとする。

(特定新規事業実施円滑化推進資金)

第六条の五 基金は、第六条第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらの業務に附帯する業務に關して、特定新規事業実施円滑化推進資金を設けるものとする。

2 基金は、特定新規事業実施円滑化推進資金に係る経理については、特別勘定以外の一般の勘定における他の経理と区分して整理しなければならない。

3 基金は、特定施設整備法第四十条第二項の規定にかかわらず、特定施設整備法第四十七条第一項に規定する積立金の額に相当する金額の一部をあらかじめ大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けた金額の範囲内において特定新規事業実施円滑化推進資金に充てるものとする。

4 特定新規事業実施円滑化推進資金の運用によつて生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、特定新規事業実施円滑化推進資金に充てるものとする。

第七条を次のように改める。

(特定施設整備法の特例)

第七条 第六条の規定により基金の業務が行われる場合には、特定施設整備法第四十条第二項中「同条第三項の規定により政府が出資した金額を除く。」とあるのは「同条第三項の規定により政府が出資した金額及び特定新規事業実施円滑化臨時措置法(以下「新規事業法」という。)第六条の二の規定により政府が出

資した金額を除く。」と、「前項第一号の業務」とあるのは「前項第一号の業務及び新規事業法第六条第一号の業務」と、特定施設整備法第四十一条第一項中「債務の保証の決定及び

利子補給金の支給の決定」とあるのは「債務の保証の決定、利子補給金の支給の決定及び出資の決定」と、特定施設整備法第五十一条中「この法律」とあるのは「この法律及び新規事業法」と、特定施設整備法第五十二条第二項並びに第五十三条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は新規事業法」と、特定施設整備法第五十五条第一項中「これを各出資者に対し」とあるのは「当該残余財産のうち、新規事業法第六条の三第一項に規定する特別勘定に属する額に相当する額を政府に対し、当該特別勘定以外の一般の勘定に属する額に相当する額を当該勘定に係る各出資者に対し」と、同条第二項中「各出資者」とあるのは「新規事業法第六条の三第一項に規定する特別勘定以外の一般の勘定に係る各出資者」と、特定施設整備法第六十三条第三号中「第四十条第二項」とあるのは「第四十条第一項及び新規事業法第六条」とする。

附則第五條を次のように改める。

(基金の行う出資業務に關する特例)

第五條 基金は、産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律(平成八年法律第 号)附則第三條第二項の規定により第六條の二の規定により政府から出資があつたものとされ

た金額の一部を繊維産業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第八十二号。以下「繊維法」という。)第五十八條の二第一号に掲げる業務、特定商業集積の整備に關する特別措置法(平成三年法律第八十二号。以下「特定商業集積整備法」という。)第九條第二号に掲げる業務、伝統的工芸品産業の振興に關する法律(昭和四十九年法律第五十七号。以下「伝統的工芸品産業振興法」という。)第十一

條第一号に掲げる業務及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に關する臨時措置法(平成四年法律第二十二号。以下「輸入・対内投資法」という。)第八條第六号に掲げる業務に必要な資金に充てることができる。

2 政府は、基金が繊維法第五十八條の二、特定商業集積整備法第九條、伝統的工芸品産業振興法第十一條及び輸入・対内投資法第八條の規定に基づきその業務を行う場合において、第六條第二号に掲げる業務、繊維法第五十八條の二第一号に掲げる業務、特定商業集積整備法第九條第二号に掲げる業務、伝統的工芸品産業振興法第十一條及び輸入・対内投資法第八條の規定に基づきその業務を行う場合においては、第六條第二号に掲げる業務、繊維法第五十八條の二第一号に掲げる業務、特定商業集積整備法第九條、伝統的工芸品産業振興法第十一條及び輸入・対内投資法第八條の規定に基づきその業務を行う場合には、第六條の二に規定する資本金の増加は行われないものとする。

3 基金は、繊維法第五十八條の二、特定商業集積整備法第九條、伝統的工芸品産業振興法第十一條及び輸入・対内投資法第八條の規定に基づきその業務を行う場合には、第六條の二に規定する資本金の増加は行われないものとする。

4 基金が繊維法第五十八條の二、特定商業集積整備法第九條、伝統的工芸品産業振興法第十一條及び輸入・対内投資法第八條の規定に基づきその業務を行う場合には、第六條の三第一項中「第六條第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」とあるのは「第六條第二号に掲げる業務、繊維産業構造改善臨時措置法(以下「繊維法」という。)第五十八條の二第一号に掲げる業務、特定商業集積の整備の促進に關する特別措置法(以下「特定商業集積整備法」という。)第九條第二号に掲げる業務、伝統的工芸品産業の振興に關する法律(以下「伝統的工芸品産業振興法」という。)第十一條第一号に掲げる業務及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に關する臨時措置法(以下「輸入・対内投資法」という。)第八條第六号に掲げる業務並びにこれらの業務に附

「帯する業務」と、第六条の四第一項中「第六条第二号に掲げる業務」とあるのは「第六条第二号に掲げる業務、繊維法第五十八条の二第二号に掲げる業務、特定商業集積整備法第九号に掲げる業務、伝統的工芸品産業振興法第十一号に掲げる業務及び輸入・対内投資法第八号に掲げる業務」と、「第六条の二の規定により政府が出資した額」とあるのは「第六条の二の規定及び附則第五条第二項の規定により政府が出資した額」とし、特定施設整備法第四十条第二項中「同条第三項の規定により政府が出資した金額を除く」とあるのは「同条第三項の規定により政府が出資した金額並びに特定新規事業実施円滑化臨時措置法第六号の二の規定及び同法附則第五条第二項の規定により政府が出資した金額を除く」とする。

(民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部改正)
第六条 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を次のように改正する。

附則第九条の見出しを「(特定新規事業実施円滑化業務)」に改め、同条中「産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第二十四号)第十六条」を「特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)第六条」に改める。

(繊維産業構造改善臨時措置法の一部改正)

第七条 繊維産業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第五十八条の三第二項中「産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第二十四号)附則第九条」を「特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)附則第五条」に改める。
(特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の一部改正)

第八条 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法(平成三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第四項中「産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第二十四号)第十八条第一項」を「特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)第六条の三第一項」に改める。

第十三条第一項中「産業構造転換円滑化臨時措置法第二十条第一項」を「特定新規事業実施円滑化臨時措置法第六号の五第一項」に、「第十六条第三号及び第五号」を「第六条第三号及び第四号」に改め、同条第二項中「産業構造転換円滑化臨時措置法附則第九条」を「特定新規事業実施円滑化臨時措置法附則第五条」に改める。
(伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部改正)

第九条 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第二十四号)附則第九条」を「特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)附則第五条」に改める。

(輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の一部改正)

第十条 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第二十四号)附則第九条」を「特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)附則第五条」に改める。

(エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)
第十一条 エネルギー等の使用の合理化及び再生

資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条第六項中「産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第二十四号)第十八条第一項」を「特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)第六条の三第一項」に改める。

第十八条第一項中「産業構造転換円滑化臨時措置法第二十条第一項」を「特定新規事業実施円滑化臨時措置法第六号の五第一項」に、「第十六条第三号及び第五号」を「第六条第三号及び第四号」に改める。

(特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法の一部改正)

第十二条 特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法(平成七年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第二十四号)第二十条第一項」を「特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)第六条の五第一項」に、「第十六条第三号及び第五号」を「第六条第三号及び第四号」に改める。
(印紙税法の一部改正)

第十三条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第二十四号)第十六条第一号及び第四号(産業基盤整備基金の業務)」を削る。

理由

産業構造転換円滑化臨時措置法に基づき指定された特定設備に係る設備処理の状況及び同法に基づき指定された特定地域の経済状況等にかんがみ、同法を廃止する必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

商工委員会議録第六号中訂正

一〇ページ一段二行から二三行「二十七事業所」を「二十三事業所」に、一〇ページ一段三行「三事業所」を「四事業所」に、一〇ページ一段末六行「三つの事業所」を「四つの事業所」に、一一ページ一段末九行から末八行「一・五七%、平成六年度では六・三五%に推移」を「一・五七%に推移」に、「一ページ一段末五行「四万とか六万とかと」を「四万とかと」に訂正する。

同 第九号中正誤

ページ 段行 誤 正
二五 一三 構ずべき 講ずべき

平成八年五月二十三日印刷

平成八年五月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P